

論 説

母子家庭の母親の就労支援と在宅ワーク

——ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実態と問題点——

高 野 剛

- I 課題設定
- II ひとり親家庭等の在宅就業支援事業
- III 受託団体の実態
- IV インタビュー調査の記録
- V 要約と含意

I 課題設定

2000年4月に、地方分権推進一括法が施行された。これにより、機関委任事務と地方事務官制度が廃止され、職業紹介や雇用保険など都道府県で実施していた職業安定行政は、国に移管されることになった。また、同年4月に施行された改正雇用対策法では、第5条で「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない」とされ、都道府県や市町村も就労支援に取り組むことが必要となった。さらに同法の第27条で「国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事務等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする」とされた。これにより、国と都道府県と市町村が連携・協力しあいながら就労支援を実施しなければならないようになったのである。具体的な政策としては、障害者や母子家庭の母親や高齢者などの「就職困難者」に焦点を当てた就労支援を行うことが必要とされており、地域就労支援事業が、一部の地方自治体で開始されることになった²⁾。

一方、福祉政策を見てみると、2002年から自立支援をキーワードとした福祉政策が実施されることになった。一例をあげると、ホームレス自立支援法の成立（2002年）、母子及び寡婦福祉法の改正（2002年）、若者自立・挑戦プランの策定（2003年）、障害者自立支援法の成立（2005年）、生活保護受給者への自立支援プログラムの策定（2005年）をあげることができるであろう。これらの政策の対象は、ホームレス、母子家庭の母親、若者、障害者、生活保護受給者であるが、このうち稼働能力のある貧困者に対しては、就職困難者として就労による自立支援を強化することになった。就職困難者の中でも、外へ働きに出られない事情を抱えている障害者や母子家庭の母親に対しては、在宅ワークの活用による就労支援が実施されるようになった。

そこで本稿では、就職困難者の就労支援のうち、母子家庭の母親の就労支援に在宅ワークを導

入している事例について考察することにしたい。具体的には、母子家庭の母親の就労支援策として、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実態について、資料調査やインタビュー調査をもとに考察する。その上で、明らかになったひとり親家庭等の在宅就業支援事業の問題点について述べることにしたい。

II ひとり親家庭等の在宅就業支援事業

(1) 母子世帯の貧困の実態

母子世帯がどれくらいいるのかについて、厚生労働省が2011年11月に実施した「全国母子世帯等調査」を見てみると、123万8000世帯と推計されている³⁾。「全国母子世帯等調査」では、母子世帯とは、「父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」と定義されている。

2011年の「全国母子世帯等調査」によると、母子世帯になった理由は、「離婚」が80.8%、「死別」は7.5%、「非婚」は7.8%となっており、離婚が最も多い。「死別」が減少傾向にあるのに対して、2011年調査では「非婚」が「死別」よりも多くなっている。同調査では、母子世帯の平均年間収入は291万円、母親自身の平均年間収入は223万円、母親自身の平均年間就労収入は181万円である。また、母子世帯の母親の預貯金額は、「50万円未満」が47.7%と最も多い。同調査では、母子世帯の80.6%が就業している。働いている母子世帯のうち、「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%、「不就業」が15%となっている。「正規の職員・従業員」の場合の平均年間就労収入は270万円であるが、「パート・アルバイト等」は125万円である。「副業している」と回答した母子世帯は6.9%であり、副業収入は「50万円未満」が67.0%である。同調査では、養育費を受けたことがない母子世帯は全体の60.7%であり、養育費の取り決めをしていない母子世帯は全体の60.1%である。養育費の取り決めをしていない理由で最も多いのは、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が48.6%、次いで「相手と関わりたくない」が23.1%である。養育費を現在も受けている又は受けたことがある母子世帯のうち額が決まっている世帯の平均月額額は、4万3482円である。

厚生労働省が「国民生活基礎調査」をもとに発表しているひとり親家庭の相対的貧困率は、2006年が54.3%、2009年が50.8%、2012年が54.6%であり、ひとり親家庭の2世帯に1世帯は貧困であることが分かる。母子世帯で生活保護を受給している世帯は、11万5793世帯（2013年1月）であり、児童扶養手当を受給している世帯は、98万6670世帯（2012年3月）である。母子世帯で生活保護を受給している世帯が少ないのは、現行の生活保護法に補足性の原理があるため、生活保護の受給にあたって親族からの扶養が優先されたり、児童扶養手当などの他法他施策優先が行われるためである。

(2) 母子世帯の母親の就労支援

離婚件数は、厚生労働省の「人口動態統計」によると、年々増加の傾向にあったが、2002年の28万9836組をピークに減少しており、2011年は23万5719組にまで減少し、2012年には23万7000組

となっている。離婚件数の増加に伴い児童扶養手当の受給者も年々増加しており、1962年に15万4387世帯であったのが、2001年には75万9194世帯に増加している。そこで、2002年11月に、母子及び寡婦福祉法と児童扶養手当法を改正（2003年4月施行）し、支給開始から5年で半額を限度に支給額を削減（一部支給停止）することと、就業による経済的自立を目標とするといった自立条項が導入されることになった⁴⁾。ただし、児童扶養手当の5年間支給後に半額を限度に支給額を削減するという点は、病気や障害などで就労が困難な事情がないにも関わらず、就業意欲がみられない者に限るとし、2007年12月に凍結となった⁵⁾。このため、2008年4月からは、5年間受給後は半額に支給額が削減されるが、就労証明書などの証明書類と適用除外事由届出書を提出すれば継続支給できるようになった⁶⁾。

そもそも児童扶養手当の削減と就労による自立支援に重点を置く政策へと転換するようになったのは、2002年3月に、母子家庭等自立支援対策大綱が策定されてからである⁷⁾。具体的には、①子育て・生活支援、②就業支援、③養育費確保支援、④経済的支援の4本柱から構成されている。まず、①子育て・生活支援とは、保育所の優先入所の法定化やヘルパー派遣による子育て・生活支援や母子自立支援員による相談支援などがある。母子自立支援員は、かつての母子相談員を名称変更し、業務内容も職業能力の向上や求職活動支援が追加された⁸⁾。かつては都道府県に配置されていたが、市町村や福祉事務所にまで拡大して配置するようになった。2012年度に母子自立支援員は1622人いるが、そのうち非常勤職員が1200人で大半を占めている。次に、②就業支援とは、母子自立支援プログラム策定事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費）などがある。母子自立支援プログラム策定事業とは、2005年より福祉事務所などに自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者と面談して個別の自立支援プログラムを作成することで自立を支援する事業である。自立支援教育訓練給付金とは、雇用保険法⁹⁾の教育訓練給付の受給資格のない母子世帯の母親に、医療事務や介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）など雇用保険制度（教育訓練給付）の指定教育訓練講座の受講費用の一部を給付している。2012年度の支給件数は1234件で、就職件数は880件である。高等技能訓練促進費とは、看護師や介護福祉士などの国家資格を取得するため、2年以上養成機関で修学する場合に市町村民税非課税世帯は月10万円、市町村民税課税世帯は月7万5000円が支給され、入学支援修了一時金として市町村民税非課税世帯は5万円、市町村民税課税世帯は2万5000円が修了時に支給される⁹⁾。2012年度の資格取得者数は3821人で、就職者数は3079人である。資格取得者のうち看護師が1481人で准看護師が1580人であり、准看護師は中学校卒業でも2年で資格取得が可能であるが、日勤のみで働ける職場が少ないため、親族と同居しているなど夜勤ができる母子世帯でない⁹⁾と常勤雇用で働くのは難しい。また、③養育費確保支援は、養育費相談支援センターの設置や専門相談員の配置などである。さらに、④経済的支援とは、児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉資金の貸付などがある。

ここで母子家庭等就業・自立支援センター事業について、詳しく見てみると、2003年より都道府県・政令指定都市・中核市で実施されるようになったが、実際には全国母子寡婦福祉団体協議会や社会福祉協議会などへ委託して実施されている。2013年より父子家庭の父親も対象となった。2012年度時点で全国に107カ所ある。母子家庭等就業・自立支援センターでは、①就労支援事業、②就業支援講習会等事業、③就業情報提供事業、④母子家庭等地域生活支援事業、⑤在宅就業推

進事業が行われている。まず、①就労支援事業では、就業相談、就業促進活動（求人開拓）、研修会の開催が行われている。次に、②就業支援講習会等事業では、就業準備・離転職セミナーの実施、起業家支援セミナーの実施、就業支援講習会（習熟度別）が行われている。また、③就業情報提供事業では、メールや郵便での情報提供や情報紙の発行など母子家庭就業支援バンクが行われている。さらに、④母子家庭等地域生活支援事業では、母子生活支援施設等の巡回指導や養育費の取り決めの相談が行われている。最後に、⑤在宅就業推進事業は、2008年度より母子世帯の母親が在宅ワークで就労するための事業として開始された。2009年には国の安心こども基金から250億円が地方自治体に配分されて、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業となった。在宅ワークで働いている母子世帯の母親は、NPO 法人あごらの調査によると、「2009年3月時点で平均月額収入2万7853円、作業時間91.6時間、1時間当たり304円¹⁰⁾」であり、最低賃金以下の労働条件で働いている。NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむが、2010年に独自に行った調査では、週23時間（月92時間）程度働いて得られる月収3万円程度の在宅ワークについて、「主な仕事としてやりたい」が2.8%（8人）、「副業としてならやりたい」が39.6%（112人）、「やりたくない・できない」が51.6%（146人）であった¹¹⁾。多額の予算を使って母子世帯の母親に在宅ワークの仕事をできるように支援しているが、在宅ワークのような低収入の仕事では自立するどころか逆に生活できるだけの十分な収入を稼ぐことができず、ワーキングプアを増大させてしまっている可能性がある。

（3）在宅ワークによる就労支援

子育てで外に働きに出ることが困難な母子世帯の母親が、育児と仕事の両立を図ることができるようになるため、在宅ワークの就労支援をしている。具体的には、先述の母子家庭等就業・自立支援センター事業で、2008年度より在宅就業推進事業が開始された。2009年度補正予算でも安心基金から250億円を積み増しして、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業が創設され、①業務の開拓、②参加者の能力開発、③業務処理の円滑な遂行などを行う地方自治体の事業に対して助成を行うことになった¹²⁾。

事業内容について見てみると、まず①業務の開拓とは、業務Aと業務Bの2類型を想定し業務を開拓している。業務Aとは、DTP編集など無理なダブルワーク等の解消につながるレベルの月6万円程度の収入が得られる業務であり、業務Bとは、生活の維持や将来の教育費支出等に備えるレベルの月3万円程度の収入が得られる業務とされている。次に、②参加者の能力開発とは、パソコンの使い方などの基礎技能を身につけるための基礎訓練と、在宅ワークの仕事を実際にしながら実務的な技能を身につける応用訓練を実施しており、訓練期間中は受講者に訓練手当が支給される。具体的には、業務Aでは、6ヵ月の基礎訓練（1日3時間）で月5万円支給し、12ヵ月の応用訓練（週1回程度）で月2.5万円支給となっている。業務Bでは、6ヵ月の基礎訓練（1日2時間）で月3万円支給し、12ヵ月の応用訓練（2週間に1回程度）で月1.5万円支給となっている。訓練の方法は、e-ラーニングによる在宅訓練とスクール形式の研修を組み合わせ実施している。さらに、③業務処理の円滑な遂行とは、発注企業と在宅ワーカーの仲介役として、成果物の品質管理をしたり、仕事を在宅ワーカーに振り分けたり、在宅ワーカーの相談支援などを行っている。在宅ワークの仕事としては、データ入力やDTP編集、翻訳やホームページ作成など

のパソコンを使った仕事があるが、パソコンを使わない衣類のリフォーム・リメイクなどの仕事もある¹³⁾。

当初は2011年度末まで実施する予定であったが、2011年度と2012年度の補正予算で実施期限の延長を行い、2013年度末まで実施することになった¹⁴⁾。2013年4月現在の実施状況は、45都道府県市区で実施され、事業終了も含め約170億円の執行を見込んでいる。2013年3月末までに事業を終了した21自治体（24事業）では、募集人員2749人に対し、6387人の応募があり、訓練開始時に2801人が参加した。応募者の81.8%と訓練受講者の85.1%が母子世帯である。24事業を受託した民間団体のうち19団体は株式会社である。総事業費が55億9000万円で、基礎訓練を修了して応用訓練へ進んだ者2294人のうち応用訓練を修了した者2034人であり、就職者数が412人、在宅ワーク従事者数が756人である。自治体によって人数を把握できていない場合もあるが、参加者1人当たりには要する費用の平均は、訓練開始時で見ると199万4000円、訓練修了時で見ると274万6000円になる。また、訓練修了の翌月から3カ月間の在宅ワークの平均月収は、2013年4月時点の調査で1万6367円であり、「5000円以下」が59.3%、「3万円以下」が81.7%である。事業終了後も、自治体や民間団体が独自に在宅ワークの就労支援を継続することを目標としているが、大半が在宅ワークの就労支援を継続できていない状況である¹⁵⁾。

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの赤石千衣子理事長によると、在宅ワークの仕事をするために受講しているというよりは、訓練手当が目的の受講生もいると指摘している。例えば、「関東圏内で在宅就業支援の講座を受講した50代の女性は、『ワード・エクセルの初歩の内容で、ほとんど知っていたので楽だったが、受講費用が出るので夜の仕事の代わりにアルバイト感覚で受講した。まわりもほとんどバイト感覚の人が多かった』『事前説明では職の紹介などがあるという話だったが、こちらから強く要望してようやく事情も知らない男性による面接が1回あっただけ。最後に宣伝チラシをつくる仕事が紹介されたが、サイトから素材を拾ってきて作れという内容で、1枚1000円だったが1日がかりの仕事になると思って断った』とスキルアップに役立つどころか仕事にもつながらなかった¹⁶⁾』という指摘である。

このようなことから、社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会が、2013年8月に発表した中間まとめ（ひとり親家庭への支援施策の在り方について）では、「地理的に不利な条件にあり、養成機関に通えない者の教育訓練と就業機会の提供の観点、ひとり親の子育てとの両立やキャリアアップの観点、多様なライフスタイルの下での時間的なメリットの観点等から在宅就業支援を活用すべきであるといった意見がある一方、在宅就業は賃金が安く、雇用形態が不安定であること、在宅就業支援事業には費用対効果の面からも検証が必要であることなどの指摘もあることから、在宅就業支援に係る検証について検討が必要である¹⁷⁾」と報告された。これを受けて2014年3月より、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会が開催されることになり、同年8月に報告書が発表された。

報告書によると、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業は、「その趣旨は有意義であったが、一部の事業者を除いて費用対効果が低い結果となり、このままの形での継続は妥当でない¹⁸⁾」と評価されている。しかしながら、今後の在宅ワークによる就労支援の在り方については、ひとり親家庭にとって在宅ワークは有効な働き方の一つであると捉えて、これまでに蓄積したノウハウを活用しながら、問題点を改善して実施するべきと提案されている。改善すべき点については、①地

方自治体や民間団体に対する具体的な数値目標の設定、②民間団体の適切な選定や民間団体に対する補助金の検討、③パソコンの使い方などの基礎的な技能については他の支援策を活用、④訓練手当の支給の見直し、⑤中学校卒業や高校中退のひとり親への学び直しの支援策の検討、⑥公的機関からの優先発注や発注企業に対するインセンティブ付与の仕組みの検討、⑦在宅ワークだけでなく他の支援策を組み合わせる実施することが提案されている¹⁹⁾。

しかしながら、報告書では在宅ワーカーの労働保護法の必要性については提案されていない。労働保護法がないため、無理な納期やノルマで長時間働いても労働時間の規制がなく、体を壊して病気になっても労災保険や健康保険の傷病手当金は受給できず、在宅ワークの仕事がない時の雇用保険も受給できない。在宅ワーカーは最低賃金以下の収入で働いているにも関わらず、家内労働法の最低工賃制度のような報酬単価の最低基準が規制されないままになっている。このため、障害者が在宅ワークで働いている場合は、障害基礎年金（1級8万1258円、2級6万5008円）と在宅ワークによる収入だけで生活できないため、配偶者や同居の親族の収入によって何とか生活を維持している状態であるが、母子世帯の母親が在宅ワークで働いている場合は、児童扶養手当（全部支給4万2000円）と在宅ワークによる収入だけでは生活することができない。同居の親族がいる場合は、同居の親族の収入で生活することも可能であろうが、同居の親族がない場合はパートタイム労働など複数の仕事を掛け持ちしなければ生活できない状態である。障害者が在宅ワークの仕事をしている場合も生活できる収入でないことを考えると、在宅ワークの報酬単価の最低基準を規制するような労働保護法が必要である。在宅ワークによる就労支援で自立するようになるどころか、多額の税金を使ってワーキングプアを増大させてしまっている。在宅ワークによる就労支援を継続するのであれば、在宅ワークの労働保護法が早急に必要である²⁰⁾。

Ⅲ 受託団体の実態

図表1は、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の受託団体の一覧である。図表1を見ると、45都道府県市区で実施されていることが分かる。受託団体のうち、株式会社パソナテックは仙台市、相模原市、岡山市、松山市で事業を実施している。また、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会は、東京都、大阪府、和歌山県で事業を実施している。事業内容として、Web更新やデータ入力が多いが、コールセンター業務や子どもの一時預かりなど在宅ワークではない業務を取り扱っている場合がある。また、パソコンを使わない洋服のリメイク・リフォームといった家内労働の業務を取り扱っている場合がある。模擬試験の採点や医療事務（レセプト点検）などの業務を取り扱っている場合もある。以下では、厚生労働省の資料や受託団体が開設しているホームページなどをもとに、都道府県市区ごとの実施状況の概要を記している。

(1) 北海道

北海道では、一般社団法人北海道総合研究調査会が、ひとり親と障害者を対象に事業費6億554万円（2カ年分）で、訓練プログラムを実施している。対象者数は300名（2カ年分）で、事業内容はデータ入力、Web更新である²¹⁾。訓練プログラムは、基礎訓練が6カ月間で、応用訓練が

図表1 受託団体一覧

No.	実施自治体	対象者	受託事業者	人数	業 務 内 容
1	北海道	親・障	一般社団法人北海道総合研究調査会	1210	データ入力, web 更新
2	北海道岩見沢市	親・障	岩見沢 IT 活用就業支援センター	50	データ入力, web 更新
3	青森県	親	青森県在宅ワーク支援センター	100	データ入力, web 作成/更新, 電子書籍関係
4	宮城県	親	(株)JC21 教育センター	20	データ入力, web 更新
5	宮城県仙台市	親	(株)パソナテック	75	データ入力
6	宮城県石巻市	親・障・高	石巻在宅就業支援センター	100	データ入力
7	福島県	親	(株)いわきテレワークセンター	614	データ入力, ISP ヘルプデスク
8	茨城県	親	アクモス(株)茨城本部	200	名簿等のデータ入力
9	栃木県	親	(株)ティビィシー・スキャット	435	データ入力, web 更新 (美容室関連他)
10	栃木県小山市	親・障	アクリーク(株)	42	地図ソフトを使った行政地図等のメンテナンス
11	群馬県太田市	親・障・高	アクリーク(株)	79	行政地図メンテナンス, 地番図の分合筆加除修正
12	東京都	親	(助)東京都母子寡婦福祉協議会	180	web サイト管理・運営, ビジネスサポート
13	東京都世田谷区	親	キーウェアソリューションズ(株)	100	CAD, メルマガ原稿作成, web デザイン, テスト採点, 地図作成
14	神奈川県横浜市	親	NPO 法人 Ilove つづき	100	音声起こし, データ入力, web デザイン, コールセンター業務
15	神奈川県相模原市	親	(株)パソナテック	60	データ入力, コミュニティ監視, 在宅コール
16	新潟県新潟市	親・障	KADO にいがた	60	データ入力, web 更新, アンケート調査
17	新潟県佐渡市	親・障・高	NTT 東日本(株)新潟支店	20	コールセンター業務
18	山梨県甲府市	親	NPO 法人日本 IT イノベーション協会	50	データ入力, テープ起こし業務, web 関連業務
19	長野県塩尻市	親・障・高	一般財団法人塩尻市振興公社	120	IT サポート業務, ソフトウェア開発支援
20	静岡県	親	(株)東海道シグマ 1	160	WEB サイトの制作・運用, キーワードライティング, データ入力, テープ起こし, 資料作成業務, 在宅コールセンター業務
21	愛知県名古屋	親	(株)シー・エイ・ティ	203	データ入力, 模擬試験の採点
22	滋賀県	親・障	(株)農環	60	洋服のリフォーム, リメイク
23	京都府	親	西陣織工業組合	26	西陣織を用いたマフラー・グッズ類の作成
24			(株)インテリジェンス	48	ホームページ作成, 文章作成業務
25	大阪府	親	(社)大阪府母子寡婦福祉連合会	180	コールセンター業務

26	兵庫県	親	兵庫県在宅ワーク支援センター	100	web 更新, ビジネスサポート, データ入力
27	奈良県	親・障	(株)ワイズスタッフ	145	web サイト管理運営, データ入力
28	和歌山県	親	(社)和歌山県母子寡婦福祉連合会	81	web デザイン, IT サポート業務
29	島根県	親	(有)マツケイ	42	データ入力 (レセプト入力)
30	岡山県	親	パソナグループ共同企業体	100	テープ起こし, DTP, データ入力, コミュニティ監視, コールセンター業務
31	広島県	親	広島県在宅就業支援センター	130	映像の字幕作成
32	山口県	親	(株)アソウ・ヒューマニーセンター	40	データ入力, web 関連業務
33	徳島県	親	(株)ニューエクセレント・データ	102	データ入力
34	愛媛県	親	イヨテツケーターサービス(株)	99	web デザイン, データ入力
35	愛媛県松山市	親・障	(株)パソナテック	120	コールセンター業務, データ入力
36	福岡県福岡市	親・障・高	(株)ACR	200	web デザイン, DTP, データ入力
37			(株)リフォーム三光サービス	40	洋服のリフォーム, リメイク
38	福岡県北九州市	親	ヒューマンリソシア(株)北九州支店	41	子どもの一時預かり
39		親・障・高	富士通コミュニケーションサービス(株)	105	コールセンター業務
40	佐賀県	親・障	佐賀県在宅就業支援センター	181	データ入力, 音声起こし, web デザイン
41	長崎県	親・障	長崎県ひとり親家庭等在宅就業支援センター	120	web 制作, DTP, 画像加工
42	熊本県	親	(株)日本医事保険教育協会	218	レセプト点検, 医療事務
43			ビッグホップ・プロジェクト・コンソーシアム	225	行政文書電子化, データ入力, web サイト制作
44	鹿児島市	親・障・高	(株)アドックスホクシン	150	web 制作・更新, DTP
45	沖縄県	親・障	(株)ていだスクエア	120	模擬試験の採点

注) : 対象者の「親」はひとり親, 「障」は障害者, 「高」は高齢者を意味している。

出所) : <http://www.hitorioya-zaitaku.jp/hachu/index.asp> (2013年11月28日ダウンロード) より作成。

9～10カ月間である。²²⁾ 基礎訓練はe-ラーニングでパソコンスキルの修得を行い, 応用訓練はOJTで実際に在宅ワークの仕事をしなが, データ入力チェックやホームページの更新などの業務を行う。コースは, A～Cの3コースが用意されており, Aコースはパソコン操作の経験があり, 在宅ワークで生活できるくらいの収入を目指すコースであり, Bコースはパソコン操作の経験はないが一定の収入が得られるようになることを目指すコースであり, Cコースは訓練のための時間を多く取れないが在宅ワークの仕事に意欲のある者となっている。それぞれのコースでは, フリーダイヤルの電話により分からないところを解決できるようにしたり, テレビ会議などを実施している。

(2) 青森県

青森県では、青森県在宅ワーク支援センターに委託して、ひとり親家庭（母子、父子、寡婦）を対象に訓練プログラムを実施している。訓練プログラムの内容は、eラーニングによる訓練であり、業務 A コースと業務 B コースの2つのコースがある。業務 A コースは入力・コピーライティング・電子書籍コースと Web コンテンツ・アンドロイドのアプリ作成コースであり、業務 B コースは入力・電子書籍コースである。業務 A コースは基礎訓練が6カ月間（1日3時間以上、月54時間以上）で月5万円の訓練手当を支給し、応用訓練が12カ月間（週1回程度、月28時間以上）で月2.5万円の訓練手当を支給している。業務 B コースは基礎訓練が6カ月間（1日2時間以上、月36時間）で月3万円の訓練手当を支給し、応用訓練は12カ月間（2週間に1回程度、月16時間）で月1.5万円の訓練手当を支給している。基礎訓練ではビジネスマナーやパソコンスキルの修得とアンドロイドの専用アプリ作成などの修得を行い、応用訓練ではOJTによる実際の作業を通じた訓練を行っている。パソコンやインターネット回線は、無料で貸与している。青森市、弘前市、八戸市、十和田市の4カ所にソフトキャンパスを構えて、集合研修を実施したり、各拠点にはパソコンで分からないことがあれば相談できるヘルプデスクと、個人的な相談支援を行うスーパーバイザーが配置されている。

(3) 宮城県石巻市

宮城県石巻市では、石巻在宅就業支援センターに委託して、ひとり親家庭（母子、父子）、障害者、高齢者（60歳以上）を対象に、訓練プログラムを実施している。訓練プログラムの内容は、eラーニングと集合研修による訓練であり、基礎訓練が5カ月間で月5万円の訓練手当を支給し、応用訓練が9カ月間で月2.5万円の訓練手当を支給している。基礎訓練ではビジネスマナーやパソコンスキルなどを修得し、応用訓練ではOJTによる専門知識や技術の修得を行っている。事業内容は、①DTP業務、②データ入力業務、③ECサイト構築運用管理業務、④ホームページ制作業務、⑤CADデータ作成業務などである。①DTP業務とは、広告収入で運営する無料情報誌「ございん石巻 Go the in ishinomaki」の発行を行う業務である。②データ入力業務とは、石巻市や石巻専修大学などから受託したデータの作成業務であり、²³⁾③ECサイト構築運用管理業務とは、インターネット販売のユーザ・顧客管理業務である。④ホームページ制作業務とは、地元企業のホームページ開設業務であり、⑤CADデータ作成業務とは、土木建設コンサルタントの株式会社OESから受託したCADデータの図面修正業務である。パソコンやインターネット回線は無料で貸与される。石巻在宅就業支援センターは、2011年9月に設立されたが、石巻市ひとり親家庭等在宅就業支援事業だけでなく、被災地テレワーク協議会テレワーク1000プロジェクト石巻事務局も実施している。テレワーク1000プロジェクトとは、国・自治体・民間企業が垣根を超えて自宅で仕事ができる仕組みを提供し、1000人の就業機会の創出を目指すプロジェクトである。

(4) 福島県

福島県では、株式会社いわきテレワークセンターを代表とする「ひとり親自立支援コンソーシアム」へ委託して、訓練プログラムを実施している。ひとり親を対象に、自宅でのeラーニン

グと集合研修で訓練を実施しており、データ入力業務コース、ISP ヘルプデスク業務コース、コールセンター業務コース、Web コンテンツ業務コースである。まず、データ入力業務コースとは、図書や注文原票などをスキャニングした分割画像から必要な情報を入力する業務であり、基礎訓練は3カ月間（月36時間、計108時間）で、応用訓練は1カ月間（月16時間）である。応用訓練の修了後は、東京都ビジネスサービス株式会社からの業務をすることが想定されている。次に、ISP ヘルプデスク業務コースとは、インターネットサービスプロバイダー（ISP）のユーザからの電話での問い合わせに対応する業務であり、基礎訓練は3カ月間（月36時間、計108時間）で、応用訓練は1カ月間（月16時間）である。応用訓練の修了後は、株式会社いわきテレワークセンターで勤務することが想定されている。この業務は、インターネットの接続不良など情報通信機器に対する高度な知識が必要となる業務である。また、コールセンター業務コースとは、電話による勧誘であり、パソコンスキルは必要ないが、高度なコミュニケーション能力が必要となる業務であり、基礎訓練期間は3カ月間で応用訓練期間は2カ月間である。さらに、Web コンテンツ業務コースとは、ホームページの構築・更新や画像データの編集などの業務であり、基礎訓練期間は4カ月間で応用訓練期間は1カ月間である。これに加えて、スマート端末開発業務コースもあり、スマートフォンのアプリ開発の業務であり、基礎訓練は4カ月間で応用訓練は1カ月間である。

福島県では、被災ひとり親家庭生活再建支援枠（被災枠）として、東日本大震災で被災したひとり親家庭と、福島第一原子力発電所事故により避難しているひとり親家庭を対象に訓練プログラムを実施しており、訓練期間中は月3～5万円の訓練手当を支給している。

(5) 栃木県

栃木県は、株式会社ティビイシー・スキャットに事業費2億1千万円（2カ年分）で委託し、訓練プログラムを実施している。対象者は、母子家庭の母、父、寡婦であり、対象者数は400名（2カ年分）、事業内容はデータ入力、Web 更新（美容室関連他）である。訓練プログラムは2コースあり、コースAはWeb デザインの専門スキルやCADの専門スキルを修得するコースであり、コースBはビジネスマナーやMicrosoft Officeのスキルを修得するコースである。Aコースでは、基礎訓練は月54時間以上で5万円の訓練手当を支給し、応用訓練は月28時間以上で2.5万円の訓練手当を支給している。Bコースでは、基礎訓練は月36時間以上で3万円の訓練手当を支給し、応用訓練では月15時間以上で1.5万円の訓練手当を支給している。コミュニティカフェでは、ビジネスマナー講座、クリスマス会や七夕会などを開催している。

(6) 群馬県太田市

群馬県太田市では、アクリーグ株式会社がひとり親、寡婦、障害者、高齢者を対象に事業費約1億7千万円（2カ年分）で、訓練プログラムを実施している。対象者数は、50名（2カ年分）で、事業内容は、行政地図メンテナンス、地番図の分合筆加除修正、国民健康保険のレセプト入力とデジタル化業務である。具体的には、東京電力やNTT 東日本などの電柱と防犯灯を行政マップに座標確定することでインフラデータを作成する業務である。また、行政マップに道路情報や固定資産課税資料や上下水道などのデータを入力したりもしている。訓練プログラムの内容は、太

田市内の公共施設での集合訓練とeラーニングによる訓練であり、基礎訓練は6ヵ月間で、応用訓練は12ヵ月間である。基礎訓練ではパソコンスキルや個人情報保護などを修得し、応用訓練はOJTで実際に在宅ワークの仕事をしながら訓練を実施している。アクリーグ株式会社は、群馬県太田市以外でも栃木県小山市で委託を受けて訓練プログラムを実施しており、訓練プログラム修了後も在宅ワークの仕事を継続して働けるように、NPO 法人在宅はたらき隊が2010年10月19日に設立²⁵⁾されている。

(7) 東京都

東京都では、一般財団法人東京都母子寡婦福祉協議会が委託を受けて母子家庭等就業・自立支援センター（東京都ひとり親家庭支援センターはあと）を設置運営している。ひとり親家庭の在宅就業を支援するための窓口として、JR 中央線立川駅の近くに「はあと立川」を設立し、「ひとり親家庭等在宅就業支援プログラム」を実施している。事業費は、約3億9千万円（2カ年分）で、対象者はひとり親（20歳未満の児童を扶養）、対象者数は120名（2カ年分）である。事業内容は、HP作成（Webサイト管理・運営）、ビジネスサポート、データ入力である。基本研修は6ヵ月間で月5万円が支給され、実践研修も6ヵ月間で月5万円が支給される。基本研修（1日6時間、月8日程度）はビジネスマナーやパソコンスキル（Microsoft Office）の修得、実践研修（1日6時間、月8日程度）は、WEBコースとビジネスサポートコースの2コースがあり、実際に在宅ワークの仕事をしながら、ホームページを作成したり、データ入力を行ったりする。訓練内容については、IT関係の在宅ワークについてノウハウを持っている民間団体へ再委託し、ワークステーションで業務が行えるように託児サービスを提供している。自宅でも訓練を行えるように、ワークステーションと同様の設備・機材を提供している。

(8) 神奈川県横浜市

神奈川県横浜市では、「ひとり親在宅就業支援センター横浜コンソーシアム」に委託して訓練プログラムを実施している。コンソーシアムの構成団体は、NPO 法人 I Love つづき、株式会社富士通ワイエフシー、NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボ、株式会社マックス・ヴァルト研究所である。ひとり親家庭を対象とし、訓練プログラムは一般コースと専門コースとコールセンターコースの3つがある。一般コースでは、マイクロソフト認定資格（MOS）の取得、データ入力や文書入力の技術を修得することを目標に、基礎訓練は5ヵ月間（月36時間以上）で月3万円の訓練手当を支給し、応用訓練は5ヵ月間（月16時間以上）で月1.5万円の訓練手当を支給している。専門コースでは、Webサイト構築と管理運営、イラストレーターやフォトショップなどを使ったチラシや冊子の編集作業が出来るようになることを目標に、基礎訓練は5ヵ月間（月54時間以上）で月5万円の訓練手当を支給し、応用訓練は5ヵ月間（月28時間以上）で月2.5万円の訓練手当を支給している。コールセンターコースでは、通信販売やネットショッピングなど在宅オペレーター業務が出来るようになることを目標に、基礎訓練は2ヵ月間（月54時間以上）で月5万円の訓練手当を支給し、応用訓練は2ヵ月間（月28時間以上）で月2.5万円の訓練手当を支給している。3つのコースともeラーニングによる自宅での訓練と、月1回の集合訓練がある。応用訓練はOJTで実際に在宅ワークの仕事をしながらの訓練である。訓練に使用するパソコン

とインターネット回線は、無料で貸与している。

(9) 長野県塩尻市

長野県塩尻市では、一般財団法人塩尻市振興公社が事業費約3億2千万円（2カ年分）で、ひとり親、寡婦、障害者、高齢者を対象にひとり親家庭等の在宅就業支援事業を実施している。対象者数は170名（ひとり親120人、その他45人／2カ年分）で、事業内容はデジタルアーカイブ、WEBプロモーション支援、ビジネスサポート、ソフトウェア開発支援である。デジタルアーカイブは、アナログデータのデジタル化業務であり、WEBプロモーション支援とは、動画・音声編集DVD作成などである。ビジネスサポートとはWebサイトの更新作業やWebサイトの作成など、ソフトウェア開発支援とはRudy等を用いた画面設計・コーディング作業などである。訓練内容は、基礎訓練6カ月、応用訓練6カ月であり、基礎訓練はeラーニングと集合研修によりパソコンスキルやビジネスマナーを修得し、応用訓練はeラーニングと集合研修とOJTで訓練を実施している。集合研修の際の託児サービスを無料で提供している。

(10) 愛知県名古屋市

名古屋市は、株式会社シー・エイ・ティに、事業費3億9千万円（2カ年分）で訓練プログラムを委託している。対象者はひとり親で、対象者数は200名（2カ年分）である。事業内容は、データ入力、模擬試験の採点である。訓練内容は、集合研修とeラーニングによる訓練を実施しており、基礎訓練が6カ月間で応用訓練が6カ月間である。訓練プログラムは2つのコースがあり、コース1は専門コースで、コース2は一般コースとなっている。両方のコースともに基礎訓練は、ワードやエクセルなどのパソコンスキルの修得を行うが、専門コースの応用訓練ではCADやDTPやアクセスなどの専門的スキルを修得するのに対し、一般コースではホームページ作成や画像加工などのスキルを修得することを目的としている。

(11) 滋賀県

滋賀県では、株式会社農環に、事業費5729万円（2カ年分）で、訓練プログラムを委託している。対象者は、ひとり親、寡婦、障害者であり、対象者数は60名（2カ年分）である。事業内容は、洋服のリフォームやリメイクである。訓練プログラムは、基礎訓練が1回3時間で全72回であり、応用訓練が1回4時間で全48回である。基礎訓練では、ズボン・スカートの裾上げ、ウエスト直し、ファスナー交換、ジャケット脇・肩直しなどを行う。応用訓練では、実際に店舗で仕事をしながら訓練を行い、開業のためのセミナーやホームページ開設のための講習も行う。訓練プログラムの修了者は、独立開業のための支援を行う。

(12) 奈良県

奈良県では、ひとり親や寡婦、障害者の経済的自立を目的として、「奈良県就労困難者在宅就業支援事業」を実施しており、2013年度と2014年度は株式会社ワイズスタッフと株式会社テレワークマネジメントのコンソーシアム（e-MOTプロジェクト）が業務委託を受けて、在宅ワークに必要なパソコンスキルの訓練と就業支援を実施している。事業費は、約1億2300万円（2カ年分）

であり、対象者はひとり親と障害者、対象者数は90名（2カ年分）である。事業内容は、データ入力や電子書籍作成や音声起こしである。基礎訓練は3カ月間（1日3時間程度、月60時間以上）で月5万円の訓練手当を支給し、応用訓練は6カ月間（1日2.5時間程度、月30時間以上）で月2万5千円の訓練手当を支給している。応用訓練は、2カ月ごとに、校正・データ入力クラス、電子書籍作成クラス、音声起こしクラスの3つの専門クラスを全て受講しなければならない。訓練に必要なパソコンは、訓練開始から終了まで全員に貸与するが、自宅でインターネットが使えない場合は、自己負担でインターネットの契約をしてもらう。eラーニングを中心とした訓練を実施しているが、集合研修や説明会に参加する場合は、託児サービス（1歳6カ月から小学校2年生まで）を無料で受けることができる。

（13）大阪府

大阪府では、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が、事業費約1億1千万円（2カ年分）で委託を受け、さらに株式会社かんでんCSフォーラムが再委託を受けて訓練プログラムを実施している。訓練プログラムの開発などはコールセンター業界の実情に精通している事業者でなければ対応できないため、株式会社かんでんCSフォーラムへの再委託が認められている。対象者は「ひとり親と寡婦²⁶⁾」で、対象者数は180名（2カ年分）、事業内容は在宅コールセンター業務である。在宅コールセンター業務とは、カスタマーセンターに出勤しなくても自宅の電話とパソコンによりコールセンターの業務を行うことであり、コールセンター事業者と委託契約を結ぶことで自宅で電話とパソコンによる受注や応対を行う仕事である。訓練プログラムの内容は、基礎訓練が2カ月間（1日7時間×8日間）で、応用訓練が1カ月間（1日3時間×20日）である²⁷⁾。基礎訓練では、コールセンター事業者の見学等を行いながら、オペレーション業務に求められるコミュニケーション技術を10～15名の少人数で修得する。応用訓練では、オペレーター業務体験を通じてのOJTと集合研修を行う。訓練期間中にビジネスマナーなどコールセンター業務の適正が著しく低いと判断された場合は、母子家庭等就業・自立支援センターと連携し、他の業種での就業支援を行う。

（14）兵庫県

兵庫県では、富士コンピュータ販売株式会社とNPO法人日本ITイノベーション協会とデジタルハリウッド株式会社の3社が「兵庫県在宅ワーク支援センター（兵庫就業支援センター）」を開設し、ひとり親と寡婦を対象に訓練プログラムを実施している。事業内容は、データ入力業務、Webデザイン制作である。基礎訓練が4カ月間で、応用訓練が8カ月間である。神戸市、姫路市、加古川市の3会場で訓練プログラムを実施している。

（15）和歌山県

和歌山県では、社会福祉法人和歌山県母子寡婦福祉連合会が、ひとり親と寡婦を対象に事業費8341万円（2カ年分）で、訓練を実施している。対象者数85名（2カ年分）であり、事業内容はWebデザインやITサポート業務である。

(16) 愛媛県松山市

株式会社パソナテックでは、日本マイクロソフトのクラウドサービス（Microsoft®Office365）を利用した在宅就業支援をしており、「ひとり親家庭等による在宅就業支援事業」を2010年9月より松山市、2011年10月より岡山県、2012年1月より仙台市、2012年2月より相模原市で開始している。また、東日本大震災の被災者のための「震災ワークレスキュー」を設立し、被災者の就労支援もしている。扱っている業務は、問い合わせ窓口などのコールセンター業務、パソコンや携帯電話などのサポートデスク業務、データ入力業務、インターネットの掲示板やツイッターなどのコミュニティ監視業務などがある。1ヵ月28時間以上働いて、報酬は12～13万円ほどである。「在宅ワークの現場から情報が漏洩するのを防ぐため、業務に用いるパソコンはすべて記憶媒体を持たないシンクライアント端末……（中略—引用者）……不正アクセスやなりすましを防ぐため、業務開始前にシステムにログインする時には、指紋を使った生体認証²⁸⁾」を行っている。

パソナテック松山市在宅就業促進センターでは、事業費が約2億4千万円（2カ年分）で、事業の対象者はひとり親と障害者である。対象者数は100名（2カ年分）で、基礎訓練期間3ヵ月間は月3万円の手当が支給され、応用訓練12ヵ月間は月1.5万円の手当が支給される。基礎訓練は、基本的なパソコンスキルの修得（ワードやエクセル）、ビジネスマナー、契約・税務処理などを修得し、応用訓練はOJTとして実際に在宅ワークの仕事をしながらか能力開発を行う。訓練プログラム（集合訓練）に集中して取り組めるように、託児サービスを無料で提供したり、訓練期間中に孤独感を抱かないようにコミュニケーションスペースを設置している。

(17) 広島県

広島県では、2011年10月より広島県在宅就業支援センター（ひとり親家庭ITスキルアップ就業支援事業）に委託して実施している。広島県在宅就業支援センターは、朝日精版印刷株式会社と株式会社広テレイベントと凸版印刷株式会社がコンソーシアムを組んで運営しており、テープ起こしや映像字幕制作やアンケート集計などの在宅ワーカーを養成している。受講希望者は、広島市か福山市か三次市のいずれかの会場で説明会に参加し、1次選考テストを受験する。1次選考に合格すれば個人面接の2次選考があり、合格すれば受講することができる。ビジネスソフトや契約事務などの基礎訓練が5ヵ月あり、応用訓練が8ヵ月ある。e-ラーニングと月1回の研修があり、基礎訓練手当は月5万円、応用訓練手当は月2万5000円が支給される。第1期～第3期が定員65名、第4期と第5期が定員100名である。2014年7月に第5期が修了し、広島県在宅就業支援センターは閉鎖され、2014年8月より一般社団法人広島テレワーク協会となっている。

(18) 山口県

山口県では、株式会社アソウ・ヒューマニーセンターに委託して、ひとり親家庭を対象に訓練プログラムを実施している。訓練プログラムは、IT初級コースとIT上級コースの2コースがある。IT初級コースでは、データ入力や文書作成を想定しており、IT上級コースではWebデザインやWebシステム開発業務を想定している。両方のコースともに、基礎訓練は6ヵ月間で月5万円の訓練手当を支給し、応用訓練は6ヵ月間で月2.5万円の訓練手当を支給している。基礎訓練ではビジネスマナーやパソコンスキルの修得を行い、応用訓練ではOJTによる訓練を実

施している。事業内容は、データ入力業務、ライティング業務、WEB / DTP 業務、スマートフォンのアプリ開発業務である。山口市、周南市、下関市の3会場で訓練プログラムを実施している。

(19) 福岡県福岡市

福岡市は、株式会社 ACR と株式会社リフォーム三光サービスに、事業費 3 億9174万円（2カ年分）で、訓練プログラムを委託している。株式会社 ACR は、ひとり親、寡婦、障害者、高齢者を対象として、対象者数150名（2カ年分）、事業内容は Web デザイン、DTP、データ入力、名刺作成である。訓練プログラムの内容は、集合研修と e-ラーニングで行い、基礎訓練が 6 カ月間、応用訓練が12カ月間である。コースは 2つのコースがあり、コース 1 がアンケートの集計や名刺作成などのデータ入力であり、コース 2 は Web サイト制作や DTP である。基礎訓練ではパソコンスキルやビジネスマナーの修得を行い、基礎訓練の後半期に 1～2 カ月間の OJT による訓練も行う。応用訓練でも OJT による訓練を行うが、会計などについても訓練を行う。

一方、株式会社リフォーム三光サービスは、ひとり親を対象に、対象者数40名（2カ年分）、事業内容は、洋服のリフォーム・リメイクである。基礎訓練は、ミシンの基本操作、ズボン・スカートの裾上げであり、応用訓練はハンドメイド布雑貨制作、デザインリメイクなどを行う。

(20) 福岡県北九州市

北九州市では、ヒューマンリソシア株式会社に、事業費8332万円（2カ年分）で訓練プログラムの委託をしている²⁹⁾。対象者は、ひとり親と寡婦であり、対象者数は50名（2カ年分）である。事業内容は、子どもの一時預かりなどの子育て支援サービスである。訓練プログラムの内容は、基礎訓練が 6 カ月間（324時間）であり、応用訓練が 9 カ月間（252時間）である。基礎訓練では、保育に関する技能と小児救急救護法などを修得する。応用訓練では OJT での訓練を行うとともに育児サービス経験者との交流会なども行う。ひとり親や多重債務者である場合は法テラスなどと協力して支援を行い、DV 被害を受けている場合は関係機関と連携して支援を行う。

(21) 佐賀県

佐賀県では、佐賀電算センターなど佐賀県内の IT 企業10社でつくるコンソーシアム（佐賀県在宅就業支援センター）が、ひとり親と障害者を対象に、事業費 4 億7615万円（2カ年分）で、訓練プログラムを実施している。対象者数は、120名（2カ年分）で、事業内容はデータ入力、音声起こし、Web デザインである。基礎訓練は 6 カ月間で、応用訓練は 9 カ月間である。基礎訓練は集合訓練でビジネスマナーやパソコンスキルを修得し、応用訓練では OJT として在宅ワークの仕事に従事しながら、オペレーター系とスペシャリスト系に分かれて訓練を行う。オペレーター系とはデータ入力やテープ起こしであり、スペシャリスト系とはホームページ作成や Web デザインなどである。就業により子どもの勉強を見ることができない場合は、家庭教師の派遣を行う。佐賀県在宅就業支援センターは、2013年 7 月22日より、「NPO 法人ひとり親 ICT 就業支援センター³⁰⁾」となっている。

(2) 熊本県

熊本県では、株式会社日本医事保険教育協会とビッグホップ・プロジェクト・コンソーシアムに、事業費16億8204万円（2カ年分）で、訓練プログラムを委託している。対象は、ひとり親（母子、父子、寡婦）であり、対象者数は420名（2カ年分）である。事業内容は、株式会社日本医事保険教育協会がレセプト点検などの医療事務であり、ビッグホップ・プロジェクト・コンソーシアムが、行政文書の電子化、データ入力、Webサイト制作である。訓練プログラムの内容は、基礎訓練が5カ月間（1日3時間程度）、応用訓練が7カ月間（1日3時間程度）である。コースは2つのコースがあり、Aコースでは基礎訓練はパソコンスキルと医療事務・介護事務の修得を行い、応用訓練ではレセプト点検の実務指導を行う。Bコースでは基礎訓練はパソコンスキルやビジネスマナーの修得を行い、応用訓練ではテレフォンコミュニケータースキル、雑誌やフリーペーパーの編集、イラストレータースキルの修得を行う。

IV インタビュー調査の記録

(1) 調査の内容

Z地区（都道府県単位）で実施されたひとり親家庭等の在宅就業支援事業で、映像字幕制作とテープ起こしの訓練プログラムを実施・受講した者に、インタビュー調査を実施した。インタビュー調査は、あらかじめ調査票を作成し、半構造化面接により実施した。調査協力者は、スノーボール・サンプリングによる6名（全員女性）である。インタビュー調査は、2015年6月25日（木曜日）と2015年8月9日（日曜日）に実施した。調査協力者には、事前に個人情報の取り扱いについて記載された同意書の書類を配付し、署名・捺印の上で調査に協力していただいた。1人あたりの所要時間は90～120分程度である（図表2を参照）。

① Aさん

Aさん（43歳、女性）は、Z地区のコーディネーター的役割を果たした人物である。もともと損害保険会社の正社員として代理店の後方支援や異業種交流会の担当をしていたが、Z地区の受託団体（コンソーシアム）から運営の仕事をしないかと勧誘があり、損害保険会社の正社員を辞めて嘱託職員として働くことになった。現在は、ひとり親家庭だけでなく高齢者や障害者などの在宅ワークの仕事のコンサルタントもしたいため、受託団体を辞めて、社会保険労務士法人のコンサルタントとして働いている。

Z地区では、総額10億円を使って訓練プログラムが実施された。地方公共団体から事業を受託した受託団体は、印刷会社と地元テレビ局の3社によるコンソーシアムであり、事業を実施するにあたり、地方公共団体の福祉部局から児童扶養手当の現況届の通知文書に訓練プログラムのチラシを同封してもらった。その結果、応募者は6000人であり、筆記試験と面接で定員の400人まで絞り込むことになった。地方公共団体の職員も面接官として立ち会ってもらった。もともと地方公共団体からは、生活に困窮しているひとり親を対象とするようにと要請があり、そのため訓練プログラムは全くパソコンを触ったことのないような初学者を対象としていた。しかし、選考の基準は訓練修了後も独立採算で事業を継続していく必要があることから、筆記試験は国語力を

図表2 調査協力者の属性

調査協力者	年齢	離婚歴	立場	職業	職種
Aさん	43歳	—	コーディネーター	コンサルタント	—
Bさん	43歳	—	講師役	株式会社代表取締役	テープ起こし
Cさん	42歳	母子家庭	受講生	個人事務所開業	テープ起こし
Dさん	42歳	母子家庭	受講生	個人事務所開業予定・パート	テープ起こし
Eさん	45歳	母子家庭	受講生	福祉事務所勤務・在宅ワーク	文書入力
Fさん	47歳	母子家庭	受講生	在宅ワーク・パート	映像字幕制作

出所)：筆者が独自作成。

試す試験を実施し、面接は資格や前職での経験などをもとに在宅ワーカーとして働いてくれそうな人を選抜した。Z地区内の3会場で選抜試験を実施したが、Z地区内の各市町村に必ず1人は合格者がいるように配慮した。

映像字幕制作の訓練プログラムについては、コンソーシアムのうち地元テレビ局が主管となり、サポートや添削作業をしていたが、主な訓練については映像字幕の編集ソフト販売会社が講師を務めた。総務省が、2007年10月に「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定し、字幕放送については2017年度までに対象の放送番組のすべてに字幕付与の普及目標を定めたため、映像字幕制作の在宅ワークはこれからどんどん増えるだろうと想定した上で、訓練プログラムが開始された。

Z地区では、もともと1期～3期までで事業を終わる予定であったが、応募者が多く、訓練プログラムの中途脱落者が少なかったことから、5期まで続けることになった。しかも1期～3期までは定員65名だったが、4期～5期は定員100名に増員することになった。

Z地区では、もともと映像字幕制作の訓練プログラムのみを実施していたが、当初予定していたよりも映像字幕制作の仕事が少ないということが分かり、4期からテープ起こしの訓練プログラムも実施することになった。BさんはZ地区でテープ起こしの会社を2003年に開業し、ホームページで仕事を募集していたりしたため、Bさんにテープ起こしの訓練プログラムを講師として実施してもらうことになった。

②Bさん

Bさんは、43歳の女性で大学生と高校生の子どもが3人いる。結婚して専業主婦をしていたが、子どもが学校に行くようになったこともあり、主婦の起業を支援している会社の講座を受講したのがきっかけで、2003年に開業することになった。2014年5月より株式会社になっている。Bさんは公務員の夫がいるため、母子家庭というわけではない。

BさんがZ地区の受託団体の下請会社から依頼されたのは、4期と5期の基礎訓練と応用訓練であり、受講生は40名(20名×2期)で、報酬は720万円(360万円×2期)であった。訓練プログラムを実施した期間は、2013年1月～2014年7月である。受講生40名のうち、35名は母子家庭で、5名は父子家庭であった。受講生40名全員が訓練プログラムを修了したが、そのうち2名(Cさん、Dさん)が在宅ワークの仕事をしている。

③Cさん

Cさんは、42歳女性で子どもは2人いる。長男が9歳で長女が8歳である。大学卒業後に学習塾の講師や花屋の正社員として働いていたが、結婚を機に退職した。29歳の時に結婚したが、5年ほどで離婚した。離婚した理由は、長男が病気で大きな手術をしており、仕事で忙しい夫が「子どもはほらない」と言ったことから、養育費ももらわずに離婚することにした。Cさんの両親は、Cさんの自宅の近所に住んでいるが、甘えたくないため一緒には住んでいない。Cさんが、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業を知るようになったのは、ハローワークで仕事を探していた時に、ハローワークにチラシが置いてあるのを見て、訓練プログラムを受講したいと思い応募することになった。Cさんは5期のテープ起こしの訓練プログラムを受講したが、4期の時も応募し面接で落とされて受講できなかったため、5期の面接の時は気合いを入れて面接に臨んだそうである。

訓練プログラムは、基礎訓練が2013年6月から2014年11月までの5ヵ月間で、ワードやエクセルの使い方の訓練であった。インターネットで与えられた課題を自宅で行い、月1回2時間程度の集合研修に参加することで、1ヵ月5万円の訓練手当が支給されていた。応用訓練は2013年12月から2014年7月までの8ヵ月間であり、テープ起こしの訓練プログラムを受講した。応用訓練もインターネットで与えられた課題を自宅で行い、月1回3時間程度の集合研修に参加することで、1ヵ月2.5万円の訓練手当が支給されていた。訓練期間中の収入は、児童手当（約2万円）と児童扶養手当（約4.5万円）と訓練手当に加えて、自宅近くのコンビニエンスストアでのアルバイト収入で、月14～15万円ほどであった。訓練プログラムに対する感想は、これまでパソコンを使う仕事をしてこなかったのが、基礎訓練でワードとエクセルを使えるようになり、仕事の幅が広がったということである。受講生の中には訓練手当が欲しいために受講しているだけの人もいたが、受講している時間も無駄にしくなかつたので受講するからには資格を取得したいと思い、マイクロソフトオフィシャルユースペシャリスト（MOS）の資格を取得した。Cさんは、訓練プログラム修了後はコンビニエンスストアの仕事を辞めて、在宅ワークの仕事をしている。コンビニエンスストアの仕事を辞めた理由は、「アルバイトと在宅ワークの兼業は難しく1つの仕事に専念することにした。在宅ワークは納期が短いため、集中して仕事をしなくてはいけない」からである。Cさんの場合、子どもが病気がちで学校を休むことが多いため、在宅ワークの方が仕事と家事・育児が両立できる仕事となっている。在宅ワークの仕事をするようになって、1年5ヵ月ほどになるが、個人事務所を開業し、事務所のホームページも開設している。現在は、1週間で5～7日ほど在宅ワークの仕事をしており、1日あたり少ない時で2～3時間ほど、多い時で10～12時間ほど在宅ワークの仕事をしている。仕事をしている時間帯は子どもが小学校へ行っている時間帯であったり、夜9時～深夜2時ごろである。昨年の年収は200万円未満で、在宅ワークで得られた収入は1ヵ月に5～8万円ぐらいである。開設しているホームページから仕事が依頼されたことはないため、登録会社に登録して在宅ワークの仕事をしている。登録している会社は10社ほどで、主にクラウドソーシングの大手企業である「ランサーズ」や「クラウドワークス」で仕事をしている。在宅ワークの仕事量については、少ないと感じており、単価が安いことが仕事の悩みである。これまで在宅ワークでトラブルに巻き込まれたことはなく、テープ起こし専門の在宅ワーカーとしてもっと働きたいと考えている。

雇用労働が良いか在宅ワークが良いかについては、人それぞれであると考えており、アルバイトと在宅ワークの兼業については一つに専念できないので良くないと考えている。Cさんの場合、子どもが病気がちであるので在宅ワークが自分に合っていると考えている。在宅ワークの仕事について、どのように考えているかという質問に対しては、「仕事をしている姿を子どもに見せることで、子どもが変わった」と肯定的に考えているが、「在宅ワークの仕事をしていると専業主婦と間違われて、PTAの役員を任せられたり、友人や近所の人から何の仕事をしているのか理解されないことが多い。本当はパート・アルバイトの仕事よりも在宅ワークの方が納期が厳しく長時間の仕事なのに理解してもらえない」といった悩みを抱えている。

④Dさん

Dさんは42歳女性で、12歳の長男が1人いる。母親と子どもと3人で暮らしている。短大を卒業後にデパートの化粧品関係の正社員を10年ほど働いていたが、営業・販売の仕事は夜遅くまで残業があるので出産を機に退職した。その後、子育てしながら病院の事務職の正社員として働いていたが、7年ほど前に性格の不一致で離婚した。ひとり親家庭等の在宅就業支援事業を知るようになったのは、市役所からチラシが郵送されてきたためである。以前から何か資格を取得したいと考えていたDさんは、応募したが希望者が多数で電話の時点で既に応募が締め切られており、4期でやっと受講できることになった。受講した訓練プログラムは、基礎訓練が2013年1月から2013年6月までの5ヵ月間であり、ワードやエクセルの使い方の訓練であった。インターネットで与えられた課題を自宅で行い、月1回2時間程度の集合研修に参加することで、1ヵ月5万円の訓練手当が支給されていた。応用訓練は2013年7月から2014年3月までの8ヵ月間であり、テープ起こしの訓練プログラムを受講した。応用訓練もインターネットで与えられた課題を自宅で行い、月1回3時間程度の集合研修に参加することで、1ヵ月2.5万円の訓練手当が支給されていた。訓練期間中の収入は、児童手当（約1万円）と児童扶養手当（約2万円）と訓練手当に加えて、病院の事務職の正社員の収入で、月20万円ほどであった。訓練プログラムに対する感想は、これまで病院の事務職でパソコンを使う仕事をしていたので、基礎訓練のワードとエクセルはあまり役に立たなかった。もっと専門的なところを勉強したかったのに時間の無駄であったと考えている。また、応用訓練で映像字幕制作を受講したかったが、希望者が多かったためテープ起こしを受講することになってしまった。どちらか一方しか受講できないというのではなく、両方とも受講できるようにして欲しかったと考えている。また、受講生の中には訓練手当が欲しいために受講しているだけの人もおり、こんなことで1ヵ月5万円ももらえるというのは仕事に対する甘えが出てしまうのではないかと考えている。

Dさんは、訓練プログラム受講後も在宅ワークの仕事をしている。それまで勤めていた病院の事務職の正社員を辞めて、在宅ワークの仕事と病院の事務職のアルバイトの兼業をしている。正社員の仕事を辞めた理由は、家事・育児と両立できることと在宅ワークの仕事に専念したためである。Dさんは、成長過程の子どもにとって、親が家にいる方が良いと考えており、子どもと一緒にいたいという気持ちと、正社員の仕事を辞めると収入は減るが、将来のことを考えると在宅ワークの仕事をするを選んだ。現在している病院の事務職のアルバイトは、以前勤めていた病院とは別の病院であるが、時間に融通がきく病院であり、在宅ワークと兼業をしている。アルバイトと在宅ワークと児童手当と児童扶養手当をあわせて、1ヵ月15万円ほどの収入がある。

養育費はもらっていないが、子どもの学習塾や習い事などの教育費については、振り込み用紙を郵送して払ってもらっている。

将来的には在宅ワークのみで生活できるようになることを考えており、2015年7月に個人事務所を開業予定である。現在は在宅ワークの仕事をするようになって、1年5ヵ月ほどであり、1週間に2～4日ほど在宅ワークの仕事をしている。1日に少ない時で2～4時間、多い時で10時間ほど在宅ワークの仕事をしている。在宅ワークの仕事をしている時間帯は、夕方5時から深夜12時ごろであり、納期が厳しいため、徹夜で仕事をすることもある。在宅ワークの仕事は、友人や知人の紹介で病院のカウンセリング記録のテープ起こしが2～3件あり、クラウドソーシングの会社に2～3社ほど登録している。クラウドソーシングで受注した顧客から、仕事を依頼されることもあり、営業活動の続けながら個人事務所を開業して、在宅ワークで生活できるようになりたいと考えている。在宅ワークでこれまでにトラブルを経験したことはないが、仕事が少ないことや単価が安いことに悩んでいる。雇用労働と在宅ワークのどちらの働き方のほうが良いかという質問に対しては、在宅ワークの方が家事・育児と両立できて、仕事に専念できると考えている。Dさんの場合、病院の事務職のアルバイトと兼業をしているが、クライアントを開拓しながら営業活動の続けることで、将来はテープ起こしの在宅ワークのみで生活できるようになりたいと考えている。

⑤Eさん

Eさんは、45歳女性で子どもは3人いる。長男が24歳で次男が15歳、長女が11歳である。高校卒業後に、製菓の専門学校（1年）を卒業したが、20歳の時に結婚し、専業主婦になった。20年間ほど結婚生活を続けていたが、5年前に離婚した。離婚の理由は、夫の浮気である。現在は、子ども3人と4人で暮らしているが、夫からの養育費はもらっている。離婚後に、ハローワークで仕事を探していたところ、自宅から自動車で約40分のところにあるY町の福祉事務所の非常勤特別職（相談員）を紹介してもらうことになった。Eさんが、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業を知るようになったのは、福祉事務所で働いていた時である。もともとパソコンに興味があったことや、在宅ワークの収入と養育費で生活できるようになりたいと思ったこと、相談者（母子家庭の母親）に「一緒に受講して頑張ろう」と勧めたことから応募することになった。3期の時に応募したが面接で落ちて、5期で合格することになった。

訓練プログラムは、基礎訓練が2013年6月から2014年11月までの5ヵ月間で、ワードやエクセルの使い方の訓練であった。インターネットで与えられた課題を自宅で行い、月1回2時間程度の集合研修に参加することで、1ヵ月5万円の訓練手当が支給されていた。応用訓練は2013年12月から2014年7月までの8ヵ月間であり、テープ起こしの訓練プログラムを受講した。応用訓練もインターネットで与えられた課題を自宅で行い、月1回3時間程度の集合研修に参加することで、1ヵ月2.5万円の訓練手当が支給されていた。訓練期間中の収入は、児童手当（約2.5万円）と養育費と訓練手当に加えて、福祉事務所からの給与があり、月22～23万円ほどであった。訓練プログラムに対する感想は、訓練手当が目当てで受講している人がいる一方で、生活にメリハリができたことや同じような境遇の仲間ができたこと、勉強することが楽しいと思えるようになったと考えている。

Eさんは、訓練プログラム受講後も在宅ワークの仕事をしている。在宅ワークの仕事をするよ

うになって1年ほどになる。ただし、テープ起こしについては、個室にこもって仕事をしなくてはいけないため、子どものそばで仕事ができず自分に向いていないと考えて、テープ起こし以外の在宅ワークをしている。訓練プログラムでテープ起こしのコースを選んだ理由を質問したところ、応募した時は映像字幕制作のコースしかなかったが、映像字幕制作のコースの希望者が多く、テープ起こしのコースを受講することになった。テープ起こしの在宅ワークは1度だけしたことがあるが、自分に向いていないと感じたため、現在は文書入力やデータ入力、アンケートの集計、画像の加工、インターネット検索（情報収集）の在宅ワークをしている。訓練プログラムの受託団体から在宅ワークの仕事を紹介してもらって仕事をしており、登録会社に登録して在宅ワークの仕事はしていない。登録会社に登録しない理由については、「クラウドワークス」や「ランサーズ」は単価が安いことや、Eさんはパソコン関係の資格を持っていないため、登録しても条件の良い仕事を回してもらえないと考えている。福祉事務所の非常勤特別職をしながら、在宅ワークの仕事をしているのは、収入の足しにするためではなく、気分転換やストレス解消になるからである。福祉事務所で支援している母子家庭の母親は、精神疾患やアルコール依存症などの働けない理由を抱えている人たちであり、面談していると気分が重くなってしまうため、気分転換やストレス解消として在宅ワークの仕事をする中で、気持ちの切り替えができるようである。在宅ワークの仕事はバラツキがあるため、週に2～3日程度、1日に2～3時間程度であるが、仕事の量についてはちょうど良いと考えている。在宅ワークの仕事でトラブルを経験したことはないが、困っていることは仕事をしている間の子どもの世話である。訓練プログラムの集合研修の時は母親に子どもを預けたが、インタビュー調査の時も母親に子どもを預けて来ていただいていた。

雇用労働が良いか在宅ワークが良いかについては、自宅で働く方が良いと考えている。Eさんの場合、専門学校卒業後にすぐに結婚したため、もともと外で働いた経験があまりない。本来ならずと専業主婦でいたかったが、離婚したため、働いて生活費を稼がなければならないため、働いている。福祉事務所で働きながら、在宅ワークの仕事を兼業しているが、福祉事務所での仕事は気分が落ち込むような重い仕事や嫌なことが多いため、気分転換やストレス解消として在宅ワークの仕事をしている。また、社会福祉士や社会福祉主事の資格を持っておらず、人間関係に気を遣っているため、在宅ワークの方が人間関係は楽であると考えている。

⑥ Fさん

Fさんは、47歳女性で子どもは2人いる。22歳の長女と20歳の次女であるが、訓練プログラムを受講していた当時は、次女が高校生であった。子ども2人と3人で暮らしている。短大を卒業後に、事務職の正社員をしていたが、3年後に結婚を機に退職した。15年間ほど結婚生活を続け、38歳の時に性格の不一致で離婚した。生活費を稼ぐため契約社員として正社員並みに働くことになった。ひとり親家庭等の在宅就業支援事業を知るようになったのは、市役所からチラシが郵送されてきたためである。契約社員の雇い止めに不安を感じていたFさんは、スキルアップしたいと考えて、1期から応募し、2期で受講することになった。

訓練プログラムは、基礎訓練が2012年3月から2012年8月までの5ヵ月間で、ワードやエクセルの使い方の訓練であった。インターネットで与えられた課題を自宅で行い、月1回2時間程度の集合研修に参加することで、1ヵ月5万円の訓練手当が支給されていた。応用訓練は2012年8

月から2013年3月までの8ヵ月間であり、映像字幕制作の訓練プログラムを受講した。応用訓練もインターネットで与えられた課題を自宅で行い、月1回3時間程度の集合研修に参加することで、1ヵ月2.5万円の訓練手当が支給されていた。訓練期間中の収入は、児童扶養手当（約4.5万円）と訓練手当に加えて、契約社員の収入があり、月25万円ほどであった。訓練プログラムに対する感想は、基礎訓練のワードやエクセルは卒業後に就職した職場や公共職業訓練校で身につけており、日本情報処理検定協会の日本語ワープロ1級と表計算1級の資格を持っているため、あまり勉強にならなかったと考えている。むしろ、画像加工の在宅ワークもできるようになるため、フォトショップやイラストレーターなども勉強できるようにして欲しかったと考えている。訓練修了後に、映像字幕制作の在宅ワークの仕事をしているが、訓練プログラムを修了後すぐに、映像字幕制作の在宅ワークの仕事始めたわけではなく、試験に合格するため3ヵ月ほど集中して勉強した。映像字幕制作の在宅ワークは、試験に合格する人が少なかったが、Fさんの場合、映像字幕制作の仕事がしたかったことから、3ヵ月ほど集中して勉強したため、合格している。試験に合格後、在宅ワークではなくパートタイマーとして受託団体の母体企業（地元印刷会社）に通勤して映像字幕制作の仕事をするようになったが、6ヵ月ほどで在宅ワークで働くようになっている。在宅ワークで働くようになったのは、映像字幕制作の仕事が想定していたよりも少なく、パート勤めであれば仕事がない時も時給を支払わなければならないということと、字幕を付ける映像の著作権の問題が解決されたためである。現在の在宅ワークをし始めるようになって、1年8ヵ月になる。Fさんは、映像字幕制作の仕事をしていた頃に、重い病気にかかったこともあり、契約社員の仕事を辞めて、映像字幕制作の仕事をするようになった。ただし、映像字幕制作の在宅ワークだけでは食べていけないため、受託団体からテープ起こしやデータ入力在宅ワークを紹介してもらったりしている。在宅ワークの収入だけでは足りないため、2015年3月からは病気の快復をみながら事務職のパートで働くようにもなっている。現在の収入は、病気をしていたこともあり、月11~12万円ほどである。Fさんの場合、子ども2人が成人していることもあり、在宅ワークではなく、以前していたような契約社員の仕事をした方が高収入ではないかと質問したところ、映像字幕制作の仕事は収入面では安いですが、テレビの仕事が好きで面白い仕事のため続けたいと考えている。ケーブルテレビで放送されている戦前の映画や1980年代のテレビドラマであるが、聴覚障害者の人も楽しめるように字幕放送しており、視聴者が理解できるように、どのタイミングに字幕を付けるか難しいので、字幕放送のテレビを見る時も、自分ならどうするか考えながら見るようになったそうである。映像字幕制作の在宅ワークは、1ヵ月に2本の番組の仕事があり、1週間に1~2日程度、1日に1~2時間程度、在宅ワークの仕事をしている。1本の番組の字幕をつけるのに1週間ぐらいかかっている。在宅ワークの仕事量について、できれば映像字幕制作の仕事だけで食べていけるようになりたいと考えており、仕事が少ないと感じている。在宅ワークの仕事でトラブルを経験したことはなく、仕事が少ないことに困っている。

雇用労働が良いか在宅ワークが良いかについては、重い病気をしていたこともあり、病気療養をしながら自宅で働ける方が良いと考えているが、映像字幕制作の仕事であれば雇用労働のパートでも良いと考えている。在宅ワークについては、人間関係が楽であるということや、時間に縛られずに働ける、自分のペースで働けると考えており、現在の映像字幕制作の在宅ワークが楽しくやりがいのある仕事であると感じている。

(2) 小 括

受託団体は、現在も在宅ワークの仕事を訓練プログラムの修了生に紹介している。約400名の修了生のうち、現在も受託団体からの紹介で在宅ワークの仕事をしているのは、2割の約60名である。紹介してもらっている主な仕事は、Z地区の地方公共団体からの仕事であり、教育委員会の議事録や審議会の議事録のテープ起こしの仕事などがある。受託団体では、在宅ワーカーのためのポータルサイトを開設しており、母子家庭の母親は本業で勤めに出ている人が多いため、自分で営業活動をして在宅ワークの仕事をしないため、地方公共団体の仕事を細分化して割り振る役割をしている。

映像字幕制作の在宅ワークについては、事業が始まる当初に想定していたよりも仕事がないことが分かり、成功事例であるとは到底いえない。最終試験に合格した者が、20数名しかいない。今回のインタビュー調査では、「最終試験がどんどん難しくなって合格しにくくなった」という意見や、「1期の人是最終試験に何度も受験できたが、5期の人には1回だけしか受験できなかった」という意見があり、「おそらく合格しても仕事がないため、最終試験を難しくして合格させないようにしていたのではないか」という意見があった。この点について、Aさんに質問したところ、「教える側も試行錯誤しながらであったため、1期～2期の受講生には教え方が上手ななかったので、最終試験の受験回数を1回限りにしなかったが、5期の受講生の時には教え方も上達してきたので、最終試験の受験回数を1回限りにした」という意見であった。

テープ起こしの在宅ワークについても、個人事務所を開業している者が2名しかいないことを考えると成功事例であるとは言い難いであろう。厚生労働省の検討会の報告書でも指摘されているように、Z地区で総額10億円が使われたことを考えると、費用対効果が低いということが出来る。選考の段階で、資格や経験のある人を合格させたが、結果として在宅ワークの仕事では生活できないため、在宅ワークの仕事を選択した人はほとんどいない。在宅ワークのみで働いているのは、Cさんだけであり、子どもが重い病気をしているといった事情を抱えているためである。Fさんも在宅ワークのみで働いていた時期があったが、これはFさん自身が重い病気になり、外で働けなくなったからである。在宅ワークの収入のみで生活するのは難しく、本人や子どもが病気で外に働きに出られない事情がある場合に、在宅ワークを選択していることがわかる。

今回の訓練プログラムで良かった点として、同じ境遇の仲間が出来て孤立感を感じなくなった点や、横のネットワークが出来た点をあげる意見があった。全国でも訓練プログラム修了後に、母子家庭の母親が集まってNPO法人を立ち上げて活動しているケースがみられる。Z地区でも、映像字幕制作の在宅ワークをしたいという母子家庭の母親が多かったので、2015年8月より映像字幕制作の在宅ワークをしたい人たちのNPO法人が設立されている。

V 要約と含意

本稿で明らかとなったひとり親家庭等の在宅就業支援事業の問題点は、以下の通りである。

第1に、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業は、母子家庭の母親だけでなく障害者や高齢者も対象としており、就職困難者の就労支援として一定の意義はあるが、訓練手当が目的の受講もみ

られ、費用対効果の面から問題がある。例えば、費用の面からみると、参加者1人あたりに要する費用の平均は、訓練開始時で見ると199万4000円、訓練修了時で見ると274万6000円である。一方、効果の面では、訓練修了の翌月から3カ月間の在宅ワークの平均月収は、1万6367円（2013年4月時点）である。ほとんどの受託団体が、事業終了後に在宅ワークの就労支援を継続できていない問題点がある。

第2に、事業費が億単位の金額で大規模なプロジェクトであるため、在宅就業障害者の就労支援をしているNPO法人など小規模な団体がノウハウを持っているにも関わらず、受託できない問題点がある。複数の企業がコンソーシアムを設立して事業を受託しているケースが多く、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会のように在宅ワークによる就労支援のノウハウをもっていない団体が受託をしている問題点がある。在宅ワークによる就労支援のノウハウを持っていない団体が受託している場合については、他の民間団体へ再委託することが認められている問題点がある。

第3に、在宅ワークに労働法が適用されず、最低賃金のような報酬の単価を規制する法律がないことが問題である。この点については、かねてから高野剛（2010, 2014）でも指摘されてきた問題点であるが、さらに、2015年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、一般就労と福祉的就労との中間に位置する「中間的就労」として、労働法が適用されない就業形態を法的に容認するようになっている問題点がある。

生活困窮者自立支援法では、生活困窮者就労訓練事業として「中間的就労」を実施することになっているが、国や自治体が事業を実施するのではなく、NPO法人や社会福祉法人や株式会社などの民間団体に対して都道府県が事業認定するようになっている。「中間的就労」の対象者は、生活保護受給の前段階にある生活困窮者であり、自立相談支援事業で就労訓練事業の利用が必要と判断された者に限られているが、民間団体に配置された就労支援担当者が一般就労へ向けた支援を行うことになっている。中間的就労には、雇用型と非雇用型があり雇用型については労働基準法や最低賃金法が適用されるが、非雇用型については労働基準法や最低賃金法が適用されない問題点がある。ひとり親家庭等の在宅就業支援事業は2014年3月で終了し、訓練期間中である場合は訓練開始から最大18ヵ月まで実施可能であるが、事業終了後は生活困窮者就労訓練事業として各都道府県で継続される可能性がある。生活困窮者就労訓練事業については、全国各地で実施され始めている事例とその実態に注意する必要があるであろう。

〔付記〕本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（若手研究(B)）／課題番号15K17237）の研究成果の一部である。

注

- 1) 就職困難者とは、雇用保険法施行規則第32条によると、①障害者雇用促進法第2条に規定する身体障害者、②同法第2条に規定する知的障害者、③同法第2条に規定する精神障害者、④売春防止法第26条の規定により保護観察に付された者及び更生保護法第48条又は第45条に掲げる者であって、その者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあった者、⑤社会的事情により就職が著しく阻害されている者となっている。しかしながら、大阪府の地域就労支援事業では、就職困難者を「障害者・母子家庭の母・中高齢者・同和地区住民などの中で、働く意欲がありながら、雇用・就労を妨げている年齢、身体的機能、家族構成、出身地などのさまざまな要因を抱えるため、

- 雇用・就労を実現できない」と幅広く定義されている。詳しくは、福原宏幸（2007）を参照。
- 2) 例えば、大阪府では2000年から和泉市と茨木市がモデル事業として開始し、2004年には府下の全市町村で実施している。
 - 3) 全国母子世帯等調査は5年おきに調査されているが、2011年調査では東日本大震災の影響により岩手県と宮城県と福島県は調査を実施していない。
 - 4) アメリカでは、1996年にAFDC（要扶養児童家庭扶助）からTANF（貧困家庭一時扶助）への福祉改革を行った。これにより支給が5年までに限定され、就労していない場合は支給停止となった。
 - 5) 児童扶養手当第14条に、「受給資格者（養育者を除く。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき」と規定されている。
 - 6) 2006年には、児童扶養手当の国庫負担率が、4分の3から3分の1へ引き下げられている。2010年8月より父子家庭も児童扶養手当を受給できるようになった。
 - 7) 2003年7月には、就労支援の強化を目的に母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法が制定され、同年8月に施行された。2008年3月までの時限立法であるが、国の基本方針に基づいて都道府県は母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定することとなっており、地方公共団体の責務や民間事業者への協力要請、国の関連機関の連携、国会への報告義務などが盛り込まれた。
 - 8) 2014年10月より、母子及び寡婦福祉法の一部改正が行われ、母子及び父子並びに寡婦福祉法と法律名を名称変更し、母子自立支援員は母子・父子自立支援員と名称変更することになった。
 - 9) 赤石千衣子（2014）の234頁によると、市町村民税非課税世帯の場合、「2003年から、①最後の3分の1期間・14万1000円→②後半2分の1期間・14万1000円→③全期間・14万1000円→④3年間・10万円→⑤2年間・10万円」と変遷し、求職者支援制度と合わせた金額になっている。
 - 10) NPO法人あごらが、2010年3月に「母子家庭の母に対する在宅就業支援ブロック別研修会」で配付した資料（在宅就業の現状と在宅就業推進に向けて）より引用、及び蓮村美香子（2010）の33頁より引用。
 - 11) NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ（2011）の22頁を引用。
 - 12) ひとり親家庭等の在宅就業支援サイト（<http://www.hitorioya-zaitaku.jp/>）も開設されている。
 - 13) コールセンター業務など雇用契約の仕事も含まれている。
 - 14) 2013年度末以降も訓練期間中である場合は、訓練開始から最大18ヵ月まで実施可能である。
 - 15) 事業実績のデータについては、厚生労働省ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会での配付資料及び議事録を参照。http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/index.html
 - 16) 赤石千衣子（2014）の198-199頁を引用。
 - 17) 社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会の中間まとめ（http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoutokatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000016213.pdf）の14頁より引用。
 - 18) 厚生労働省ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会報告書（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000054737.pdf>）。
 - 19) 「平成27年度厚生労働省予算概算要求の主要事項」（2014年8月26日）の28頁には、「在宅就業推進事業の充実を図る」と明記されている。（<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/15syokan/dl/02-01.pdf>）。
 - 20) 高野剛（2014）の15面と、高野剛（2010）の15面を参照。
 - 21) 定員300人で募集したが、1200人の応募があり、定員550人に拡大することになった。2010年度～2011年度は受講者数が854人、2012年度～2013年度は受講者数が360人であった。受講者のうち、ひとり親と身体障害者と精神障害者の割合が6：2：2であった。
 - 22) 2010年度～2011年度は基礎訓練が6ヵ月間で応用訓練が9～10ヵ月間であり、2012年度～2013年度は基礎訓練が4ヵ月間で応用訓練が12ヵ月間である。

- 23) 石巻在宅就業支援センターは、石巻 IT・測量業協同組合を代表事業者とし、メディアテック株式会社、株式会社デジタルプレイス、株式会社東京システムエージェンシー石巻営業所を構成企業とするコンソーシアムである。
- 24) 石巻市からは償却資産データや各種検診申込データの作成業務、石巻専修大学からは被災状況調査のデータ入力業務、株式会社デジタルプレイスから被災家屋のマッピング業務、株式会社愛和サービスから不動産競売物件データの入力業務を受託している。
- 25) NPO 法人在宅はたらき隊は、主たる事業所は群馬県太田市であり、従たる事業所は栃木県小山市と愛知県名古屋市である。
- 26) 大阪市内在住者は対象ではないが、堺市と中核市在住者は対象に含まれる。
- 27) 基礎訓練を全日程、全時間受講すると訓練手当 5 万円が支給される。
- 28) 森本宏一（2012）の 80 頁より引用。
- 29) この他に、北九州市では富士通コミュニケーションサービス株式会社に委託して、コールセンター業務の訓練プログラムも実施している。
- 30) 2013年 3月27日設立。

参考文献

- Yoshinaka Toshiko. Single-Mother Households in the Working Poor Class: Realities of the Formation Processes, *Bulletin of Faculty Health and Welfare, Osaka University of Health and Sport Sciences*, vol. 7. 2010.
- 青木紀編『現代日本の「見えない」貧困』明石書店、2003年。
- 赤石千衣子「政権交代で、貧困現場はどう変わったか巨額をかけて内職を支援」『部落解放』第638号、2010年12月。
- 『ひとり親家庭』岩波新書、2014年。
- 阿部彩『子どもの貧困』岩波新書、2008年。
- 埋橋孝文・矢野裕俊編『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅠ』ミネルヴァ書房、2015年
- 埋橋孝文・大塩まゆみ・居神浩編『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅡ』ミネルヴァ書房、2015年
- NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ『母子家庭の仕事とくらし1』2003年
- 『母子家庭の仕事とくらし2』2007年
- 『母子家庭の仕事とくらし3』2011年
- 大友信勝「母子世帯調査報告—被保護母子世帯調査を中心にして」『生活問題研究』創刊号、1985年11月。
- 神原文子『子づれシングル』明石書店、2010年
- 『子づれシングルと子どもたち』明石書店、2014年
- 神原文子・NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ編『ひとり親家庭を支援するために』大阪大学出版会、2012年
- 斎藤忍「1998年から14年間活動を継続している埼玉県の SOHO 団体」『第14回日本テレワーク学会研究発表大会予稿集』第14号、2012年 6月。
- 坂本有芳・W. A. スピックス「ICT ツール利用と仕事／家族の境界」『日本テレワーク学会誌』第10巻第1号、2012年 4月。
- 杉村宏「生活保護受給母子世帯の自立支援課題」『教育福祉研究』第 9号、2003年。
- 杉本貴代栄「貧困とジェンダー」『法律時報』第78巻第 1号、2006年。
- 鈴木紀博「在宅就業支援事業—ひとり親家庭の在宅ワーク」『農業協同組合経営実務』第68巻第 7号、2013年 7月。
- 高野剛「私の視点：在宅ワーク—長時間・低収入 法整備急げ」『朝日新聞』2010年 1月 7日朝刊。
- 「私の視点：ひとり親家庭—在宅ワークの保護法作れ」『朝日新聞』2014年 9月20日朝刊。
- 田澤由利「テレワークの現場から生まれた『e ラーニング』の手法とその可能性」『日本テレワーク学

- 会誌』第9巻第1号, 2011年。
- 「『いつもの仕事』をテレワークで実現するためのICTツールとその運用方法」『日本テレワーク学会誌』第10巻第2号, 2012年10月。
- 田中聡子「母子家庭への就業・自立支援について」『賃金と社会保障』第1535号, 2011年4月。
- 樽川典子「被保護母子世帯の依存性と自立性」『母子研究』第11号, 1991年7月。
- 中澤高志「子育て期の女性に対する就業支援としてのNPOによる在宅就業の推進」『地域経済学研究』第18号, 2008年5月。
- 中園桐代「生活保護受給母子世帯と『自立』支援」『賃金と社会保障』1426号, 2006年。
- 日本労働研究機構「母子世帯の母への就業支援に関する研究」調査研究報告書 No.156, 2003年。
- 蓮村美香子「これは『貧困ビジネス』だ! ひとり親家庭を貧困に追いやる在宅就業支援」『週刊金曜日』第807号, 2010年7月。
- 橋本理「地域就労支援の現状と課題」『社会学部紀要』第39巻第1号, 2007年。
- 母子寡婦福祉法令研究会編『総合的な展開をみせる母子家庭等施策のすべて』ぎょうせい, 2004年。
- 濱本知寿香「母子世帯の生活状況とその施策」『季刊社会保障研究』第41巻第2号, 2005年。
- 福原宏幸「就職困難者問題と地域就労支援事業」(埋橋孝文編『ワークフェア』法律文化社, 2007年)。
- 藤原千沙「児童扶養手当の改革と就業支援策の課題」『女性労働研究』第44号, 2003年7月。
- 「雇用と福祉」『女性学連続講演会』第9号, 2004年11月
- 「ひとり親の就業と階層性」(社会政策学会編『若者』法律文化社, 2005年)。
- 「母子世帯の階層分化」『家計経済研究』第73号, 2007年。
- 「2002年改革後の母子世帯と就業支援策の状況」『女性と労働21』17(6), 2008年7月。
- 藤原千沙・湯澤直美「被保護母子世帯の開始状況と廃止水準」『大原社会問題研究所雑誌』第620号, 2010年6月。
- 藤原千沙・湯澤直美・石田浩「生活保護の受給期間」『社会政策』第1巻第4号, 2010年。
- 「母子世帯の所得分布と児童扶養手当の貧困削減効果」『貧困研究』第6号, 2011年6月。
- マジェラー・キルキー(渡辺千壽子監訳)『雇用労働とケアのはざままで』ミネルヴァ書房, 2005年。
- 道中隆『生活保護と日本型ワーキングプア』ミネルヴァ書房, 2009年。
- 水無田気流『シングルマザーの貧困』光文社新書, 2014年。
- 森本宏一「在宅ワークで自立支援」『日経ビジネス』第1628号, 2012年2月。
- 湯澤直美「日本における母子世帯の現代的機能と制度改革」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』第6号, 2005年。
- 湯澤直美「ひとり親家族政策とワークフェア」(社会政策学会編『若者』法律文化社, 2005年)。
- 「日本における母子家族政策の展開」(埋橋孝文編『ワークフェア』法律文化社, 2007年)。
- 湯澤直美・藤原千沙「生活保護世帯の世帯構造と個人指標」『社会福祉学』第50巻第1号, 2009年5月。
- 「生活保護受給期間における母子世帯の就業と収入構造」『女性労働研究』第55号, 2011年。
- 吉住裕子「女性の再就業を在宅ワーク(自営型テレワーク)で推進することの意味と課題」『日本テレワーク学会誌』第10巻第1号, 2012年4月。
- 吉見憲二・松尾毅・豊川正久他「中小企業のテレワークと在宅ワークにおける情報通信ツール活用の課題に関する調査研究」『情報通信政策レビュー』第1号, 2010年。
- 労働政策研究・研修機構「母子家庭の母への就業支援に関する研究」労働政策研究報告書 No.101, 2008年。
- 和田謙一郎・吉中季子「母子家庭に対する就労支援にかかわる一考察」『四天王寺大学紀要』第50号, 2010年9月。
- 渡辺千壽子「ワンペアレント・ファミリーの近年の動向と生活支援の課題」『社会学部編集』36号, 2003年。
- 無署名「母子家庭『使えぬ』就業支援」『朝日新聞』2007年10月22日朝刊。